

## 決議 9.7\*

## 通過と積み替え

第4回、7回、10回（ガボローネ、1983；ローザンヌ、1989；ハラレ、1997）締約国会議で採択された決議4.10、決議7.4、決議10.5および第9回締約国会議（フォートローダーデール、1994）で採択され、第13回、14回および第15回締約国会議（バンコク、2004年；ハーグ、2007年；ドーハ2010年）で改正された決議9.5（Cop15で改正）を想起し、

条約第7条1項で、締約国の領土を通り、あるいはその中で、その条文第3条、第4条および第5条への適用なしに標本を通過させるか、あるいは積み替えを行うことが許可されていることを認識し、

また、別の国で買い手を探す間、締約国の領土内に標本を保持するという形で、この規定を悪用する可能性があることも認識し、

違法取引と戦うために締約国が対策を講じる必要性を認識し、

だが、ATAのカルネの対象となるサンプル収集物の頻繁な越境移動を容易にするという締約国の必要性も認識し、

通過または積み替えを行う標本を管理するために、有効な輸出許可書または再輸出証明書が存在を確認することが、CITES附属書に掲げる種の標本の違法取引を発見するための重要な方法であることに留意し、

条約の第7条で指定された免除を受けず、ATAのカルネにより移動する積み荷にも適切なCITES書類が必要であることを意識し、

## 条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 条約第7条1項の目的にかんがみ、「標本の通過または積み替え」という文言は以下のもののみを指すと解釈される。
  - i) 税関手続き中かつ指名された荷受け人への出荷行程中の標本で、この形式の輸送によって必要となる手配からのみ移動の中断が生じているもの
  - ii) 決議12.3（CoP15で改正）の15項の規定を遵守し、ATAのカルネを伴ったサンプル収集物の越境移動
- b) 締約国は国内法の下で可能な範囲で、通過中または積

み替えが行われる標本を検査し、条約の下で必要とされる有効なCITES許可書または証明書の存在を確認するか、あるいはその存在を示す満足のかつ証拠を取得する。

- c) 有効と見なされるためには、そのような許可書または証明書には積み荷の最終目的地を明確に表示し、それがサンプル収集物の場合、発給国でなければならない。
- d) 最終目的地の変更は、通過または積み替えが行われる国が調査し、その取引が条約の目的に準拠することを確認する。
- e) 締約国は、有効な許可書または証明書またはその存在の証拠なしで通過または積み替えが行われようとする標本を押収、没収することを許可する法を採用する。
- f) 通過中または積み替え中の違法積み荷が、それを押収することができない締約国によって発見された場合、締約国は最終目的地の国と事務局、および適宜、その積み荷が途中で通過する他の国々に、できる限り早急にその積み荷に関するすべての関連情報を提供する。そして
- g) 以上の勧告は条約締約国でない国を目的地とするか、あるいはそこから来る通過中または積み替え中の標本にも適用され、それにはそのような国の間を通過する標本も含まれる。

条約では、免税店、自由港、または無関税地域など、特別な制度が適用される場所または区域を除外するための規定を設けていないため、各締約国はその領土全体に対して条約を適用しなければならないことを確認する。

すべての管理当局に対し、税関その他の所管CITES施行係官と連絡を取り、ATAまたはTIRのカルネにより移動するすべてのCITES積み荷がCITESの適用可能な規定を遵守するよう保証することを促す。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議4.10（ガボローネ、1983）－「通過中」の定義
- b) 決議7.4（ローザンヌ、1989）－通過の管理
- c) 決議10.5（ハラレ、1997）－ATAとTIRカルネによる輸送

\* 第13回および第15回締約国会議で改正され、第14回締約国会議の後に事務局により訂正。